

○白石市議会政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月9日

条例第1号

改正 平成14年6月21日条例第16号

平成20年8月6日条例第30号

平成24年12月17日条例第32号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、白石市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、白石市議会における会派（所属議員が1人の場合も含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 会派に対する政務活動費は、4月1日における当該会派の所属議員数に月額5,000円の12月分を乗じて得た額を4月に交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

2 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分から政務活動費を交付する。

(所属議員数異動に伴う調整)

第4条 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合、異動が生じた日の属する月の翌月の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算出した額を上回るときは、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が年度の途中において解散したとき又は

議会の解散があったときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分以降の政務活動費を30日以内に返還しなければならない。

(政務活動費に充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(経理責任者)

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が年度の途中において解散したとき、議員の任期が満了したとき又は議会の解散があったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、その事由が生じた日から30日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第8条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(収支報告書の保存)

第9条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(透明性の確保)

第10条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年6月21日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の白石市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年8月6日条例第30号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成20年法律第69号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成24年12月17日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の白石市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の白石市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表 (第5条関係)

科目	内容
研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するため必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に

	参加するために要する経費
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、雑誌、新聞、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費
公聴費	会派が住民から市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費
人件費	会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務費	会派の行う調査研究活動に係る事務に要する経費
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費